

令和8年度地域運営組織体制整備推進業務 委託仕様書

1 委託名

令和8年度地域運営組織体制整備推進業務

2 現状等

中山間地域等においては、人口減少や高齢化により、集落機能の低下や地域の衰退が懸念されており、買い物や移動、高齢者の見守り等の日常生活に必要なサービス機能が低下している中、住み慣れた地域で暮らし続けるため、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である地域運営組織の形成が重要である。

これまで、地域運営組織の設立、再構築及びそれを支える市町村の体制整備の支援を進めた一方で、地域運営組織の背景や定義、規模は市町村ごとに様々であり、設立や支援に関するノウハウの不足や連携体制の構築に課題があるほか、地域運営組織の設立や地域づくりの活動計画の策定まで、地域の実情に応じた支援が必要であることから、引き続き、安定的な運営基盤を持つ地域運営組織の設立・再構築や、地域活動計画の策定に向けた支援を行うとともに、市町村と地域運営組織等との共通認識の形成や機運醸成をはかっていく必要がある。

3 目的

現状等を踏まえ、市町村や地域運営組織等からの地域運営組織に関する相談をサポートデスクで対応するとともに、市町村や地域運営組織等の体制整備に向けた支援や、地域づくり関係者の連携や啓発を支援する。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 経費上限額

6,997,650円（消費税及び地方消費税の額 636,150円）

6 業務内容

受託者は下記の業務を実施するほか、3の目的を達成するために必要な業務を実施するものとする。なお、実施にあたっては、別紙「地域運営組織体制整備推進業務年間スケジュール例」を参考とすること。

(1) 地域運営組織に関するサポートデスク業務

市町村、地域運営組織等からの、地域運営組織の設立、再構築等に係る相談に対し、これまでのメール、電話、面談等による対応に加え、相談専用フォームを開設し、市町村、地域運営組織等が気軽に相談できる体制とする。

(2) 地域運営組織に関する支援業務

市町村、地域運営組織等に対して、地域運営組織の活動が活発化することを目的として、技術的助言及び専門家・先進事例の紹介等の情報提供や市町村、地域運営組織等の実

情に応じた支援を行う。

①市町村体制整備に対する支援

市町村関係各課が連携して地域運営組織を支援できる体制・制度の構築を支援する。
(5自治体程度を想定)

- ・市町村関係担当課に対する普及啓発、ヒアリングの実施
- ・庁内連携組織の設置支援
- ・人口構成、高齢化率等地域の現状や将来の人口推計等も含めた地域カルテ作成支援
- ・各市町村の現状及び課題を踏まえた個別支援の検討及び実施
- ・上記業務に係る話し合いのファシリテート

②地域運営組織等に対する支援

地域運営組織を立ち上げようとする地域や既存の地域運営組織に対して、市町村と協働して、それぞれの実情に応じた支援を展開する。(6地域程度を想定)

- ・地域運営組織等の活動状況、設立の動き等の把握と支援内容の検討
- ・組織設立及び機能強化のための話し合い開催及び進行の支援
- ・住民説明会等の説明資料の作成支援
- ・次年度に向けた具体的な動き方(ロードマップ)の検討
- ・地域活動の担い手確保、世代交代への支援
- ・若い世代が参画しやすい仕組みづくり、環境づくりの支援
- ・上記業務に係る話し合いのファシリテート

(3)地域づくりの活動計画、生き活き拠点形成計画策定支援業務

市町村と連携して、地域が主体となった地域づくりの活動計画及び生き活き拠点形成計画策定の支援を行う。

①地域づくりの活動計画策定支援

市町村と連携し、計画策定の意義や策定後のビジョンや成果、地域が目指す姿を可視化することを目的とした地域の話し合い等に参加し、計画策定の支援を行うとともに、市町村内及び市町村間の他地域に対し、成果を横展開する。(4地域程度を想定)

②生き活き拠点形成計画策定支援

地域運営組織設立後、生活機能の維持・確保に関する様々な活動を展開するために必要となる生き活き拠点の整備に向けて、拠点となる場所や施設、カバーするエリア、必要な機能等の検討をはじめ、市町村が地域運営組織と協働して進める拠点形成計画の策定を支援する。(2地域程度を想定)

(4)地域づくり関係者の連携支援業務

地域づくり関係者(市町村地域活動担当職員、集落支援員、地域おこし協力隊員等)の支援スキル向上を目的とした合同研修を開催するとともに、関係者同士の交流を深めることにより、連携に繋がるよう支援する。

(5)市町村、地域運営組織等に対する啓発支援業務

市町村と地域運営組織等を対象としたフォーラムを実施し、地域運営組織設立等への意識付けを二者同時に行うことで、共通認識の形成や、機運の醸成につながる啓発を行う。

- ・実施時期、形態、場所等の選定

- ・市町村、地域からのニーズに合ったフォーラムテーマの選定
- ・フォーラム当日の運営と、実施後の市町村や地域へのフォロー

（6）打ち合わせ及び報告

業務の適正な遂行を図るため、実施計画、実施方法、進捗状況等について委託者と緊密な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ記録をその都度作成し、委託者に提出すること。

上記（1）地域運営組織に関するサポートデスク業務については、四半期ごとの書面による相談記録等実施状況報告を必須とし、最終報告時には、事業の成果及び今後の課題・展開について記載すること。

7 支援対象

次の（1）～（2）の地域及び当該地域のある市町村（政令市を除く）

- （1）岡山県中山間地域の振興に関する基本条例（平成15年岡山県条例第32号）第2条に定める中山間地域
- （2）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島地域

8 実施体制

- （1）受託者は委託者の意図及び目的を十分理解した上で、必要に応じて適正な人員を配置し、委託者との連絡調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- （2）本仕様書に定めのない事項については、都度、委託者の指示を受けて処理すること。

9 成果物

受託者は、四半期ごと又は委託者の指示により、速やかに以下の実績報告書及び関係資料等を下記10に指定する場所へ納品すること。

- | | |
|------------------------|----|
| （1）地域運営組織体制整備推進事業全体報告書 | 1部 |
| （2）サポートデスク業務相談対応記録 | 1部 |
| （3）会計関係帳簿 | 1部 |
| （4）その他関係資料等（データを含む） | 1式 |
| （5）上記（1）～（4）に係る電子データ | 1式 |

10 納品場所

成果物は次の場所に納品すること。

岡山県県民生活部中山間・地域振興課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

T E L : 086-226-7267

F A X : 086-224-6195

11 その他

- （1）受託者は業務を遂行する上で、個人情報保護に関する法令など関係法令を遵守しなければならない。

- (2) 受託者は業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを業務以外に使用してはならない。委託契約終了後も同様とする。
- (3) 著作権をはじめ、本委託業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属する。
- (4) 本委託業務に当たり、使用する図表、データ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。
- (5) 業務の完了した日の属する年度の終了後5年間は関係書類を保存し、委託者から関係書類の閲覧、写しの提出を求められた場合は協力する義務を負うこと。
- (6) 本業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、委託者及び受託者の協議の上、定めるものとする。